

01 申 請 書

平成 29 年 月 日

倫理委員会委員長 殿

申請者

所 属：全日本病院協会職 名：常任理事氏 名：永井庸次

1 . 課題名	患者の医療機関選択に資する制度に関する研究
2 . 実施責任者	所属 全日本病院協会 永井庸次
3 . 実施分担者	所属 全日本病院協会 飯田修平、西澤寛俊 所属 東邦大学 長谷川友紀、瀬戸加奈子 練馬総合病院 小谷野圭子 ひたちなか総合病院 渡辺博
4 . 調査担当者	所属 全日本病院協会 永井庸次

5．実施事項等の概要

平成 28 年度厚生労働省科学研究費地域医療基盤開発推進事業の「患者の医療機関選択に資する制度に関する研究」について、研究費交付を受けた全日病が、がん、難病、小児疾患に関して、各種患者団体と全日病参加病院及び成育医療センター、四国がんセンターの団体幹部と病院医師にヒアリングを行い、これらの患者について患者アンケートを依頼し、患者の医療機関選択に資する制度の在り方を調査する。

従前の患者アンケート調査は医療者側の対応・接遇面、治療内容などを重点としたアンケート調査であった。これは過去の各種調査を含め、厚労省の患者の受療行動調査、国立がん研究センターの患者体験調査等でも同様である。本研究では、主にごがん、難病、小児患者に限定して、実際の受診・入院・通院における患者の医療機関選択時の課題を、特に都道府県の医療機能情報提供体制とその情報内容（診療情報ネット）、国立がんセンターのごがん情報ネット、難病情報センターのホームページ情報、各病院のホームページ情報の活用状況について、患者さんと当該医師にアンケート調査し、さらに、都道府県の診療情報ネットに関するホームページの表示方法、表示内容、アクセス性等を解析し、患者の医療機関選択に資する制度を改定・策定する際の資料を作成するものである。

同時に、既に患者の医療機関選択に資する医療情報を提供している米国の Hospital Compare 等の医療情報提供の制度とその情報内容も併せて分析して、参照する。

6．実施事項等の対象及び実施場所

病院医師へのヒアリング調査

がん、難病、小児疾患の診療を重点的に実施している成育医療センター、四国がんセンターを訪問し、各主要診療科医師にヒアリングする。ヒアリング内容は、基幹病院として患者の紹介を受けた際に必要な情報、逆に軽快した患者を地域の病院等に逆紹介する際に必要な情報、個々の診療体制における課題、遺伝子学検査の状況と課題等である。合計 15 名前後の医師ヒアリングを考えている。当該病院に訪問してヒアリングする。

患者団体幹部へのヒアリング調査

NPO 法人難病のこども支援全国ネットワーク、心臓病の子どもを守る会、がんの子どもを守る会、日本リウマチ友の会、ITP 患者会、全国がん患者団体連合会の幹部にヒアリングする。ヒアリング内容は、患者の相談内容、病院選択の際の考え方、患者団体の在り方、現在の患者診療体制の課題等である。合計 10 名前後の幹部のヒアリングを考えている。全日病に来ていただくか、各団体に伺ってヒアリングする。

全日病参加病院へのアンケート調査

全日病参加病院もがん、難病、小児の診療を実施している都道府県から 2 病院程度、急性期機能を有する病院を約 100 病院選択し、がん診療連携拠点病院の約 50 病院と合

わせて、がんと難病の患者診療に関して医師にアンケート調査する。各病院の 10 名の医師、計 1500 枚アンケート調査する。アンケート内容は、がん、難病患者の紹介を受けた場合、より専門医療の可能な病院に紹介する場合、術後等にかかりつけ医に逆紹介する場合の必要情報と遺伝学的検査の実施状況である。病院のホームページ上の情報、都道府県の医療機能情報提供内容（診療情報ネット）、国立がんセンターのがん情報、難病情報センターホームページ内容の活用状況等に関する質問が主である。アンケート用紙の作成までは全日病が実施し、その後の患者選択、郵送等の費用は各病院に委託する。

患者へのアンケート調査

上記各団体に委託し、患者アンケート調査を実施する。アンケート用紙は、がん患者さん用と難病患者さん用に分けて作成する。その内容は基本的には患者さんが当該疾患の症状発現から最終診断までの診療所・病院受診・入院の履歴を聞き、各病院のホームページ、医療機能情報提供制度に基づく診療情報ネット、国立がんセンターからのがん情報、難病情報センターホームページ情報、患者団体情報等に関する病院選択時の活用状況を調査する。また、遺伝学検査についてもその認識、受け入れ状況などを問う。がん、難病、小児の患者さんへのアンケート調査は 5 団体各 50 枚で 250 枚実施する。

さらに、患者団体以外に成育医療センター、四国がんセンターの患者さんに 100 枚ずつ、計 200 枚アンケート調査する。アンケート用紙の作成までは全日病が実施し、その後の患者選択、郵送等の費用は各団体・病院に委託する。

7. 実施時期

平成 29 年 2 月～3 月中旬に実施

8. 各団体との契約

研究に関する契約書

公益社団法人 全日本病院協会（以下「甲」という）と独立行政法人国立病院機構四国がんセンター（以下「乙」という）は、甲が実施する平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金地域医療基盤開発推進研究事業の「患者の医療機関選択に資する制度に関する研究（28172401）」の一貫として、以下の通り契約を締結する。

第1条(資料開示)

甲は、乙が必要とし、甲が提供することを承諾した資料および情報(以下「資料等」という)を提供する。

第2条(秘密保持)

乙は、研究に必要な資料等を甲に提供するに際し、患者および病院職員に関わる秘密を、甲に対して開示しない。

甲は、乙から提供された資料等により知り得た病院経営に関わる乙が有するすべての技術上の秘密・ノウハウ(以下「秘密情報」という)を、乙の事前の承諾なくして、学会発表、論文などにより第三者に漏洩しない。

第3条(個人情報の保護)

甲は、共同研究の実施にあたり、個人情報の保護のため以下の各号を遵守しなければならない。

- 1 甲は、乙が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取扱う業務を第三者に委託してはならない。
- 2 甲は、乙の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。
- 3 甲は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 4 乙は、甲がこの契約による業務を行うにあたり取扱っている個人情報の状況について、随時、報告を求めることができるものとする。
- 5 甲は、この契約による業務に携わる者に対して、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施にあたって個人の権利利益を侵害することのないように、教育を実施するものとする。
- 6 甲は、この契約を行うために乙から提供を受け、又は甲自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに乙に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、乙が別に指示したときはその指示に従うものとする。
- 7 甲は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったとき

は、速やかに乙に報告し、乙の指示に従うものとする。

第4条（流用禁止）

甲は、甲自身又は甲の研究者が本研究を行うためにのみ、資料等を使用又は使用させることができ、乙の事前の承諾なくして、他目的のために本資料等を使用しない。

甲が甲の研究者に本資料等を使用させる場合は、甲は当該研究者が本契約に定める義務を履行することを保証する。

第5条（資料等の管理）

甲は、乙から提供された資料等について、自己の責任において散逸、漏洩がないように管理する。

甲は、乙から提供された資料等を、乙の事前の文書による承諾なくして、複写及び複製しない。

甲は、乙から提供された資料等(複写及び複製したものを含む)を、当該研究終了後は遅滞なく乙に返還する。

第6条（成果の取扱）

甲は、本研究によって得られた成果及びそれに関わる情報を、乙に対して適宜提供する。

本研究の成果に関連して生ずる著作権、工業所有権その他の権利の帰属については、必要に応じて随時協議して決定する。

第7条（契約期間）

本契約は、平成 29 年 2 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで有効とする。但し、第2条及び第4条に定める秘密保持及び流用禁止の期間はそれぞれ10年とする。

第8条（協議）

甲および乙は、本契約に定めのない事項または本契約に定める各条項について疑義を生じた場合は、互譲協調の精神をもって協議し、その解決を図る。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、甲が 1 通、乙が 1 通、合わせて 2 通を保有する。

平成 29 年 月 日

甲

乙